

1 市内で震度が「5弱」以上となる地震が起きたとき

(1) 自宅にいるとき

- ・学校から指示があるまで待機します。テレビやラジオ等で震度の確認をしたら、自宅で待機させてください。学校からの連絡は行いません。

(2) 学校にいるとき

- ・当日の授業を中止し、速やかに下校態勢をとります。学校からの連絡がなくても、周囲の安全に留意して保護者のお迎えをお願いします。安全確保が難しいと判断した場合は、学校で待機します。

(3) 登下校中

- ・自宅に戻ることを基本としますが、状況によって判断します。
- ・徒歩…近くの家等に助けを求め、安全な場所で待機します。(ご家庭でも普段からお子さんと話し合いをしておいてください。)
- ・スクールバス…安全な場所で待機し、学校と連絡を取りながら対応を判断します。

2 愛知県東部（西三河北東部または豊田市東部）に【暴風警報】【特別警報】が発令されたとき

(1) 自宅にいるとき

- ・午前6時までに警報が解除されたときは、平常通り登校します。ただし、解除されても次の場合は、登校させないでください。

* 豊田市、下山支所より（無線等で）「待機・避難命令」が出されているとき

* 通学路の崩壊・崖崩れ・冠水・橋の流失等で登校が危険と判断されるとき

（保護者で判断し、学校へ報告してください。）

* 学校より「登校しないよう特別な指示」が出されているとき

- ・午前6時を過ぎても解除されない場合は休校とします。学校からの連絡は行いません。

(2) 学校にいるとき

- ・当日の授業を中止し、速やかに下校態勢をとります。学校メールで保護者のお迎えを依頼します。周囲の安全に留意して、お迎えをお願いします。安全確保が難しいと判断した場合は、学校で待機します。

3 巴ケ丘小学校区に土砂災害や河川の氾濫に関する次の情報【警戒レベル3=高齢者等避難】【警戒レベル4=避難指示】【警戒レベル5=緊急安全確保】が発令されたとき

(1) 上記【暴風警報】と同じ扱いをします。

- ・豊田市のホームページで確認できます。

- ・土砂災害に関する避難情報は、中学校区に発令されますが、河川に関する避

難情報は町単位で発令されるため（巴川…羽布、大桑、立岩、栎立、平瀬、田平沢）、下山地区の4小中学校で対応が異なる場合があります。

・【暴風警報】が解除されても【避難に関する情報】が解除されない場合があります。

4 給食の実施について

- ・通常通り授業を行う場合には、給食は実施されます。ただし、事前に給食中止の連絡があった場合は弁当の持参をお願いします。

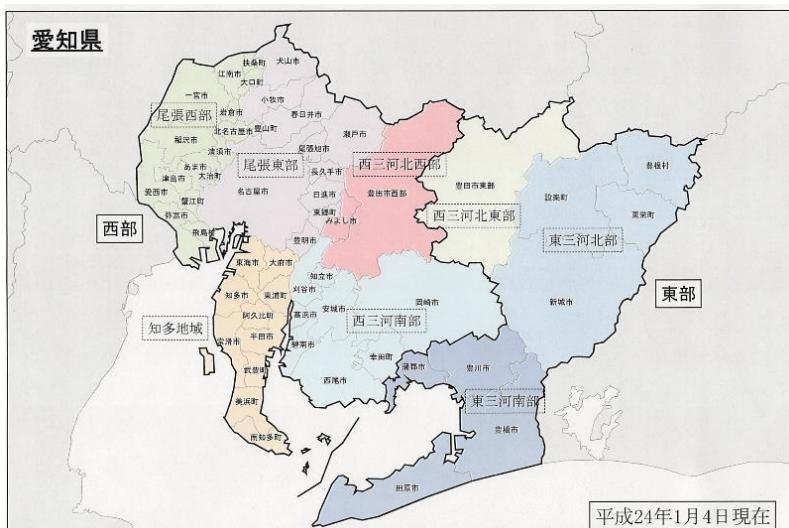
非常災害発生・警報発令時の対応一覧表

巴ヶ丘小学校

| 災害内容 | 自宅にいるとき | 登下校中 | 学校にいるとき |
|--|--|-------------------------------------|--|
| 地震 震度「5弱」以上の地震が発生した場合 | 学校から指示があるまで 自宅待機 | 状況によって判断するが、 自宅に戻ることを基本 とする。 | 学校からの連絡がなくとも、保護者の迎えとする。 |
| 暴風警報・特別警報の発令 | <ul style="list-style-type: none"> 午前6時までに解除された場合は平常授業 午前6時を過ぎても解除されない場合は休校 (学校からの連絡がなくても) | | 授業を中止し、速やかに下校する。学校メールで、 保護者の迎え を依頼する。 |
| 土砂災害による「高齢者等避難、避難指示」の発令 | <ul style="list-style-type: none"> 午前6時までに解除された場合は平常授業 午前6時を過ぎても解除されない場合は休校 (学校からの連絡がなくても) | | 授業を中止し、速やかに下校する。学校メールで、 保護者の迎え を依頼する。 |
| 河川の氾濫による避難対象地域に「高齢者等避難、避難指示」の発令 ※避難対象地域 羽布、大桑、立岩、栎立 平瀬、田平沢 | <ul style="list-style-type: none"> 午前6時までに解除された場合は平常授業 午前6時を過ぎても解除されない場合は休校 (学校からの連絡がなくても) | | 授業を中止し、速やかに下校する。学校メールで、 保護者の迎え を依頼する。 |

上記以外にも次の場合は、登校させないでください。

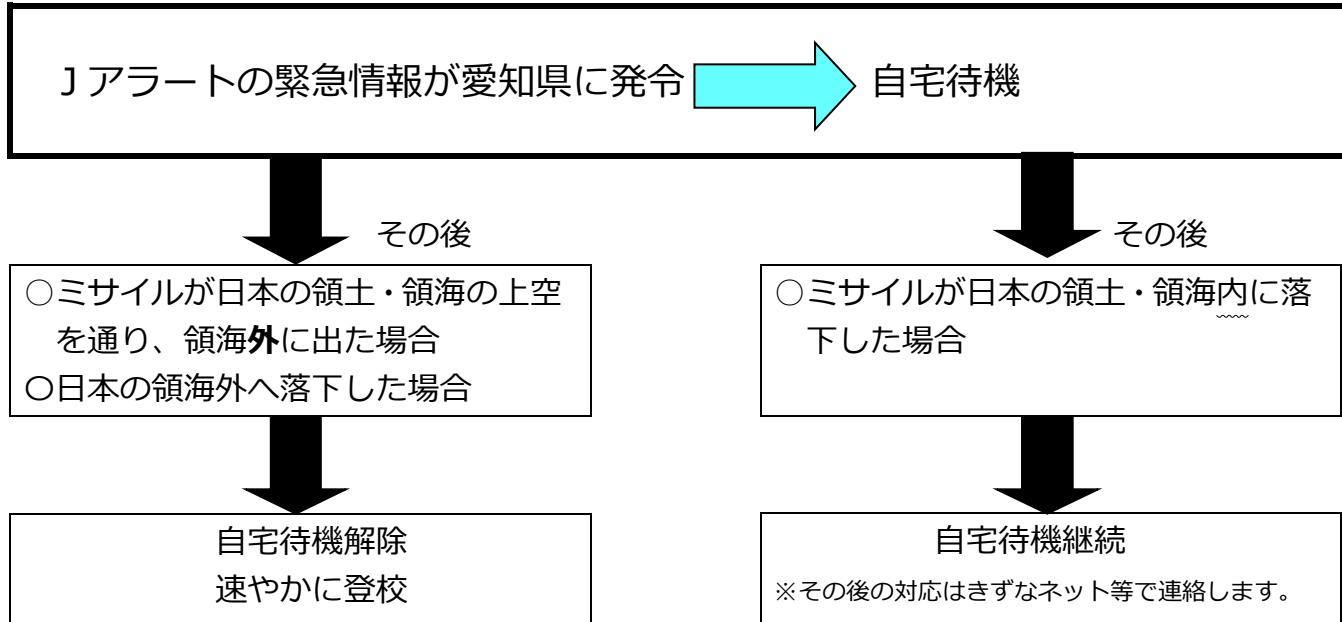
- * 豊田市、下山支所より（無線等で）「待機・避難命令」が出されているとき
 - * 通学路の崩壊・崖崩れ・冠水・橋の流失等で登校が危険と判断されるとき
(保護者で判断し、学校へ報告してください。)
 - * 学校より「登校しないよう特別な指示」が出されているとき



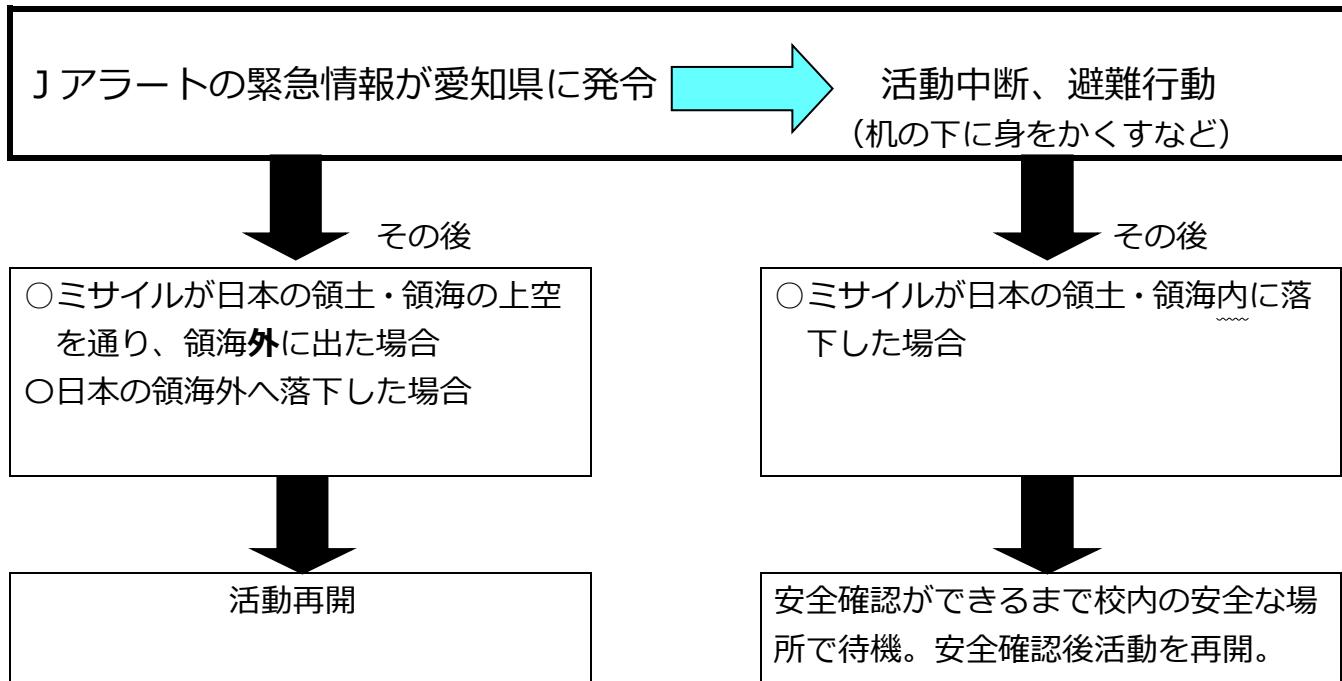
本校は
愛知県東部 または
西三河北東部 または
豊田市東部 に含まれます

弾道ミサイル発射によるJアラートの緊急情報が発信された場合の対応

※登校前に発令された場合

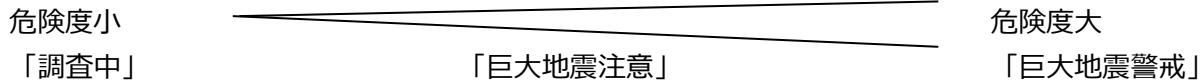


※登校後に発令された場合



「南海トラフ地震臨時情報」発令時の授業の取扱い

気象庁から発表される「南海トラフ地震臨時情報」は、以下のようになっています。



○気象庁から「南海トラフ地震臨時情報（調査中）」が発表された場合

- ・通常どおりの教育活動を行います。
- ・校外活動については、出発前であれば出発を見合わせます。出発後であれば、いつでも帰校できるように準備します。

○気象庁から「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）」が発表された場合

- ・通常どおりの教育活動を行います。
- ・校外活動については、出発前であれば中止（延期）します。出発後であれば、帰校します。

○気象庁から「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」が発表された場合

- ・豊田市は「事前避難対象地域」がない市町村のため、通常の授業を継続します。
- ・授業終了後については、部活動や補習を実施せずに、速やかに帰宅させます。
- ・校外活動については、出発前であれば中止（延期）します。出発後であれば、帰校します。

上記は原則であり、状況によっては、臨時休業などの措置、下校せずに学校待機の措置をとる場合があります。また、教育委員会学校教育課が対策を検討した場合、その指示に従います。